

鶴岡市農業委員会第 16 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 3 月 1 1 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 鶴岡市役所本庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 2 番 原田 政幸 3 番 齋藤 潤子 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐 一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前 9 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届は 4 番 齋藤 健一推進委員 5 番 阿部 隆推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 16 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。8 番 石塚 治己委員、9 番 土岐 善久委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第5条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	それでは現地調査及の報告をお願いします。いっぱいありますのでまず鶴 50～鶴 56。7番榎本勝委員。
7番 推進委員	7番榎本です。鶴50について雪で現地確認できないわけですが、同集落の農業者ということで再設定、これまでも適正に管理されています。問題ないと思います。
議 長	続いて鶴51.52について2番原田推進委員。
2番 推進委員	鶴51.52について■■くんですが、私の隣集落の就労3年目の方になります。■■さんはおじいさん、■■さんが父親。稲作中心でこれまで経営していたので問題ないと思います。
議 長	続きまして鶴53につきまして5番阿部元成委員。
5番委員	阿部です。鶴53■■の■■さんと■■さんは親子関係なので何も問題ないと思います。
議 長	続きまして鶴56について6番吉住委員。
6番委員	6番吉住です。鶴56について■■さんと■■さんは親子でありまして年金受給のための使用貸借であります。現在もすべての農地を家族でしっかり管理しています。許可要件すべて満たしていることを確認してきました。
議 長	続きまして鶴57について12番佐藤克久推進委員。

12 番 推進委員	鶴 57 酒田の方で茨新田地区に入り作ということで田んぼがありまして親子関係で ありますので問題ないと思われます。
議 長	続きまして鶴 58 について 3 番坂東委員。
3 番委員	鶴 58 について農地としてしっかり管理しています。問題ありません。
議 長	続きまして鶴 59 について 6 番吉住委員。
6 番委員	6 番吉住です。鶴 59 鶴 60 については 3 月 7 日推進委員の原田さん、鶴岡分室佐藤 さん私 3 名で現地確認してきました。鶴 59 播磨の件については農業を廃止すること による使用貸借ということであります。同じ集落の■■さんに維持管理をお願いした という経緯でございます。これまではハウス路地で様々な野菜を栽培していたよう であります。鶴 60 の林崎の件についても農業を廃止する■■さんと近隣で耕作してい る■■さんによる賃貸借。これまでは枝豆を栽培していたということでありまして、 いずれにしても許可要件をしっかり満たしておりまして問題ないものと思われます。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めま す。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案 通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、を議題とい たします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》
議 長	この農用地利用集積計画 (案) については 3 月 8 日に行われました農用地利用調整 会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通 り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について議題と いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 3 号農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
2 番委員	鶴 11 自己案件になりますので退室をお願いします。

議 長	退室を許可します。
議 長	それでは 58 ページ経営移譲鶴 11 のみについて審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第 3 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)についての P58 経営移譲鶴 11 のみについて賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 3 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)についての P58 経営移譲鶴 11 については原案通り決しました。 2 番荻原委員の入室を許可します。
	(入室)
議 長	それでは議案第 3 号 P58 の経営移譲鶴 11 以外について質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番 推進委員	番号を取りさげた場合のナンバーはどうなるのか。 県への報告があるのではないかと。
事 務 局	議案の番号ですが整理番号として振っており、特にそこが欠番になったからといって全部つめたりとかはなくて欠番というような感じでやっております。また年度が変わると番号を振り直しにはなるとお思いますので、この番号を使わなかったということとやっております。
議 長	引き続きよろしいでしょうか。他に質問意見ある方いらっしゃいますか
	(発言者なし)
議 長	それではないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第 3 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)についての P58 経営移譲鶴 11 を除いた件に関しまして賛成委員の挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 3 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については原案通り決しました。 続きまして議案第 4 号利用状況調査に係る非農地の判断について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説明)《議案第 4 号利用状況調査に係る非農地の判断について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	それではないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号利用状況調査に係る非農地の判断について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	それでは全員賛成により議案第 4 号利用状況調査に係る非農地の判断について議案通り決しました。 以上で本日の審議はすべて終了しました。 次に農業者年金の裁定請求について事務局より報告をお願いします。

事務局	(説明)《農業者年金の裁定請求について》
議長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようでしたら、これをもちまして第 16 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前 10 : 17
	<p>議長 <u>佐藤 康弘</u></p> <p>議事録 署名委員 <u>石塚 治己</u></p> <p>議事録 署名委員 <u>土岐 善久</u></p>